

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智 靖彦



公 告

下記により入札を実施するので「入札（見積）及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

品 名 (件 名)	供 給 場 所	履 行 期 間	備 考
電力需給	航空自衛隊 高畑山分屯基地	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	細部は、仕様書のとおり。

- 2 入札方式：一般競争入札
- 3 入札日時：令和7年2月25日 10時30分
- 4 入札場所：航空自衛隊新田原基地 司令部庁舎1F入札室
- 5 入札参加資格：
- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者
 - (2) 次の資格を付与されていること。
 - ア 資格 令和4・5・6年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）
 - イ 種別 物品の販売
 - ウ 地域 九州・沖縄
 - エ 等級 A、B、C又はD
 - (3) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
 - (6) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
 - (7) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、契約担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、別途配布する「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件の提示について」の入札適合条件を満たすこと。
- 6 保証金：
- (1) 入札保証金：予算決算及び会計令第77条第1項第2号により免除
 - (2) 契約保証金：予算決算及び会計令第100条の3第3号により免除
- 7 入札方法：
- (1) 総額による。ただし、入札価格の算定にあたっては、力率割引又は割増、燃料調整費及び電気金は考慮しない。事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税込みの金額を入札書に記載すること。
- 8 契約方法：単価契約
- 9 入札の無効：
- (1) 第5項に示す入札参加資格がない者のした入札
 - (2) 入札に関する条件（入札（見積）及び契約心得並びに本公告等に示された条件等）に違反した入札
- 10 契約書の作成：有
- 11 適用する契約条項：航空自衛隊標準契約条項 電力需給契約条項及び適用契約条項の関係条項による。
- 12 契約条項を示す場所：航空自衛隊新田原基地 会計隊契約班及び新田原基地ホームページ
- 13 その他：
- (1) 代理者による入札参加は、「委任状」及び代理者の印鑑を持参するものとする。
 - (2) 入札参加希望者は、入札開始前までにその旨を担当者に連絡するとともに、「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し及び「航空自衛隊高畑山分屯基地における電力需給」に係る入札に関する競争参加資格確認書類の提出について」に示す書類を提出するものとする。
 - (3) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された金額の100分の5以上の金額を徴収する。
 - (4) 郵便入札の可否 可（入札日の前日までに必着とする。）
 - (5) 本書記載事項の詳細については、下記の会計隊契約班担当者に照会のこと。
- 14 問い合わせ先：航空自衛隊新田原基地会計隊契約班
担当者 高橋 電話番号0983-35-1121(内線 5735) FAX番号0983-35-1805

入札書

¥

(消費税及び地方消費税込み)

品名 (件名)	規格	単位	数量	単価	金額	備考
電力需給						
	以下余白					
供給場所	航空自衛隊高畑山分屯基地					
履行期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日					

貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承知の上、上記のとおり提出します。

令和7年2月25日

契約担当官

航空自衛隊第5航空団

会計隊長 越智 靖彦 殿

住所

会社名

代表者名

委任状

令和7年2月25日

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智 靖彦 殿

(委任者)
住 所
会 社 名
代 表 者

私は、下記の者を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任します。

- | | |
|-----------|--------------|
| 1 品名 (件名) | 電力需給 |
| 2 供給場所 | 航空自衛隊高畑山分屯基地 |

(代理人)
住 所
氏 名

航空自衛隊仕様書																									
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書																							
	性質による分類	個別仕様書																							
物品番号		仕様書番号																							
品名 又は 件名	電力需給	13警隊LPS-R00027-1																							
		承認	令和 4年12月20日																						
		作成	令和 4年12月 9日																						
		改正	令和 6年 2月 2日																						
		作成部隊名	第13警戒隊																						
<p>1 総則</p> <p>1.1 適用範囲 この仕様書は、航空自衛隊高畑山分屯基地における電力需給について規定する。</p> <p>1.2 供給場所 航空自衛隊 高畑山分屯基地（宮崎県串間市大字本城4番地）</p> <p>1.3 業種及び用途 官公署（国家事務公務）</p> <p>2 仕様</p> <p>2.1 供給電気方式，供給電圧，計量電圧，周波数，受電設備の総容量，コンデンサ取付容量，受電方式及び自家発電設備</p> <table border="0"> <tr> <td>a) 供給電気方式</td> <td>交流3相3線式</td> </tr> <tr> <td>b) 供給電圧（標準電圧）</td> <td>6,000V</td> </tr> <tr> <td>c) 計量電圧</td> <td>6,000V</td> </tr> <tr> <td>d) 周波数</td> <td>60Hz</td> </tr> <tr> <td>e) 受電設備の総容量</td> <td>4,295kVA</td> </tr> <tr> <td>f) コンデンサ取付容量</td> <td>732kVA</td> </tr> <tr> <td>g) 受電方式</td> <td>1回線受電方式</td> </tr> <tr> <td>h) 自家発電設備</td> <td>700kW×3台（非常用）</td> </tr> </table> <p>2.2 契約電力，予定使用電力及び予定平均力率 契約電力，予定使用電力及び予定平均力率は，調達要領指定書のとおり。</p> <p>2.3 履行期間 履行期間は，調達要領指定書のとおり。</p> <p>2.4 電力量の検針</p> <table border="0"> <tr> <td>a) 自動検針装置：</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>b) 検針方法：</td> <td>自動検針</td> </tr> <tr> <td>c) 電力量計：</td> <td>九州管内の一般送配電事業者の自動検針装置（電話加入権等通信設備を含む。）</td> </tr> </table> <p>2.5 供給地点 九州管内の一般送配電事業者からの引込線と供給場所における防衛省が敷設した気中開閉器の電源側端子との接続点</p> <p>2.6 計量地点 構内受電室（キュービクル内）</p> <p>2.7 保安責任分界点 供給地点に同じ。</p> <p>2.8 電気工作物の財産分界点 供給地点に同じ。</p>				a) 供給電気方式	交流3相3線式	b) 供給電圧（標準電圧）	6,000V	c) 計量電圧	6,000V	d) 周波数	60Hz	e) 受電設備の総容量	4,295kVA	f) コンデンサ取付容量	732kVA	g) 受電方式	1回線受電方式	h) 自家発電設備	700kW×3台（非常用）	a) 自動検針装置：	有	b) 検針方法：	自動検針	c) 電力量計：	九州管内の一般送配電事業者の自動検針装置（電話加入権等通信設備を含む。）
a) 供給電気方式	交流3相3線式																								
b) 供給電圧（標準電圧）	6,000V																								
c) 計量電圧	6,000V																								
d) 周波数	60Hz																								
e) 受電設備の総容量	4,295kVA																								
f) コンデンサ取付容量	732kVA																								
g) 受電方式	1回線受電方式																								
h) 自家発電設備	700kW×3台（非常用）																								
a) 自動検針装置：	有																								
b) 検針方法：	自動検針																								
c) 電力量計：	九州管内の一般送配電事業者の自動検針装置（電話加入権等通信設備を含む。）																								

文書管理情報：第13警戒隊長 作成年月日：2025. 1. 16 保存期間：5年
保存期間満了時期：2030. 3. 31 枚数：2枚 配布先：

3 季節区分、休日等及び時間帯区分

3.1 季節区分は、夏季及びその他季に区分する。

夏季を7月1日から9月30日までとし、それ以外の4月1日から6月30日までと10月1日から翌年3月31日の間をその他季とする。

3.2 休日等とは、当該一般送配電事業者が託送約款等で定める休日をいう。

3.3 時間帯区分は、次のとおりとする。

a) 昼間時間 : 午前8時から午後10時までの時間帯（ピーク時間を除く。）

b) 夜間時間 : 午後10時から翌日の午前8時までの時間帯

c) ピーク時間 : 夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間帯

3.4 電力使用量は、次のとおりとする。

a) 昼間使用量 : 昼間時間で使用する電力。ただし、ピーク時間及び休日等に該当する日を除く。

b) 夜間使用量 : 夜間時間帯及び休日等で使用する電力

c) ピーク使用量 : 夏季のピーク時間帯で使用する電力。ただし、休日等に該当する日を除く。

4 その他

その他は、調達要領指定書のとおり。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	施役7-1
	調 達 要 求 年 月 日	令和7年 1月27日
	作 成 部 署	第13警戒隊
	作 成 年 月 日	令和7年 1月16日
品 名	電力需給	
仕 様 書 番 号	13警隊LPS-R00027-1	
指定事項：		
2.2 契約電力、予定使用電力及び予定平均力率		
a) 契約電力：631kW 月別最大需要電力（実績）は、別表のとおり。		
b) 予定使用電力量：3,775,271kWh 月別予定使用電力量は、別表のとおり。		
c) 予定平均力率：平均100%（各月の力率は実測値によるものとする。）		
2.3 履行期間		
自 令和7年 4月 1日 00時00分		
至 令和8年 3月31日 24時00分		
4 その他		
4.1 フリッカ対策		
電気の質に影響を与えるようなフリッカ発生機器等については、電力安定化装置の設置により対策している。		
4.2 力率の保持		
力率保持のため、力率改善装置を設置している。		
4.3 その他の供給条件		
その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。		
4.4 契約相手方は、以下について書面で提出することとする。		
a) 全省庁統一資格審査結果通知書		
b) 裾切り基準（国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和4年2月25日閣議決定））を満たすことの適合証明書		

月別最大需要電力（実績）

単位：kW

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
最大需要電力	499	533	578	617	631	578	566	528	521	509	509	511

※4月～12月は令和6年度実績、1月～3月は令和5年度実績とする。

月別予定使用電力量

単位：kWh

月	昼間電力量	夜間電力量	ピーク電力量	電力量
4	181,918	120,619		302,537
5	183,557	126,823		310,380
6	159,329	122,359		281,688
7	168,228	136,908	47,184	352,320
8	137,911	124,963	57,677	320,551
9	138,305	123,811	38,606	300,722
10	193,097	126,607		319,704
11	189,626	123,795		313,421
12	193,982	133,601		327,583
1	200,506	132,652		333,158
2	167,861	118,488		286,349
3	190,865	135,993		326,858
合計	2,105,185	1,526,619	143,467	3,775,271

入札参加希望者 各位

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智 靖彦

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件の提示について
(依頼)

標記について、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)に基づく入札参加条件等について、下記のとおり提示しますので、条件等をお読みの上、入札参加を希望される場合は、別添の「適合証明書」に所要の事項を記入の上、公告に示した期日までに第5航空団会計隊契約班まで提出して下さい。

記

1 条件

(1) 電源構成、非化石証明書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、次の配点表①から④までの4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

配点表 (四国電力送配電及び九州電力送配電管内)

要素	区分	配点
① 令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位:kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
② 令和4年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和4年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00 %以上	20
	5.00 %以上 10.00%未満	15
	2.50 %以上 5.00%未満	10
	0 %超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注)各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る。)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

2 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

3 入札の無効

入札心得に定める場合及び第1項に定める条件に満たない者の入札は、無効とする。

添付書類:1 各用語の定義

2 適合証明書

各用語の定義

用語	定義
①令和4年度 1kWh当たり の二酸化炭 素排出係数	<p>「令和4年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>令和4年度の事業者全体の調整後排出係数(地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」という。))に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの)</p> <ol style="list-style-type: none"> 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。 温対法に基づき令和4年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和4年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。
②令和4年度 の未利用エ ネルギー活 用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和4年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh)を令和4年度の供給電力量(需要端) (kWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和4年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和4年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <ol style="list-style-type: none"> 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混然する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 <ol style="list-style-type: none"> 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が半明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が半明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。 <ol style="list-style-type: none"> 工場等の廃熱又は排圧 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号) (以下「再エネ特措法」という。)) 第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。) 高炉ガス又は副生ガス 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 令和4年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和4年度 の再生可能 エネルギー の導入状況	<p>化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和4年度の供給電力量に占める令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端) (kWh)を令和4年度の供給電力量(需要端)で除した数値。 (算出方法)</p> $\text{令和4年度の再生可能エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和4年度の再生可能エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和4年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <ol style="list-style-type: none"> 令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端) (kWh)は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤

	<p>は令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <p>① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT 非化石証書の量(送電端(kWh))</p> <p>② グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書の量(kWh)</p> <p>③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)</p> <p>④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが半別できるトラッキング付非FIT 非化石証書の量(kWh)</p> <p>2 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備(太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない。)、地熱及びバイオマス)による電気を対象とする。</p>
<p>④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組</p> <p>地域における再エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定すること <p>なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

※この表の定義は、適合証明書及び別添このみ適用する。

適合証明書

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智 靖彦 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名印

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他()	

2 令和4年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位:kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和4年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和4年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組		

①	～④の合計点数	
---	---------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」、及び「点数」には、用語の定義により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智 靖彦 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

「航空自衛隊高畑山分屯基地における電力需給」に係る入札に関する
競争参加資格確認書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。
なお、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- ① 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
- ② 別紙第1に掲げる適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること）

(担当者)
所属部署：
氏 名：
TEL/FAX：